

経営者の皆さま！！

○高知県では人材の育成・確保・定着が大きな課題となっています。

現在、企業の皆様の経営ビジョンを実現するための事業戦略や経営計画の策定と実行の支援を行っており、この取り組みに「働き方改革」に向けた支援を融合させることで、将来にわたって安定した経営基盤のもとで課題解決を図り、誰もが働きやすく、そして、働き続けられる魅力ある働く場づくりを積極的に応援します。

○働き方改革関連法が昨年6月29日に成立しました！

その一部は早速、本年4月1日から施行されています！！例えば・・・

・年次有給休暇の確実な取得が必要です！！

施行：2019年4月1日～

使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

・時間外労働の上限規制が導入されます！！

施行：2019年4月1日～（中小企業は1年後に適用）

【原則】月45時間、年360時間

【臨時的な特別な事情がある場合】年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

○「高知県働き方改革推進支援センター」は、ご来所やお電話のほか、個別訪問を行い、経営者の皆様から“魅力ある働く場づくり”に関連するご相談をお受けしています。

上記の働き方改革関連法の内容や実務上の対応方法もご説明いたします。

ご相談は無料、秘密は厳守いたします！

お気軽にご相談ください！！

（フリーダイヤル0120-899-869）

《相談窓口開設のお知らせ》

ぜひ、お気軽にお越しください！

NEW

○8月から商工会・商工会議所、建設会館で相談窓口を開設します。

地域の商工会・商工会議所での開催は[こちら](#)

地域の建設会館での開催は[こちら](#)

※詳細につきましては、当センターにお問合わせください。

（フリーダイヤル 0120-899-869）